

令和8年（フ）第986号

京都市上京区一条通浄福寺東入北新在家町316番地の4
債務者 村永 誠
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第987号

京都市上京区一条通浄福寺東入北新在家町316番地の4
債務者 村永万里子
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1015号

京都市伏見区横大路貴船102番地ヤムズリー 305、前住所京都府福知山市前田新町331番地 マイトリーハイムA101号
債務者 清水 美希（旧姓佐藤）
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1024号

京都府八幡市川口扇ノ芝22番地の11 108号
債務者 三原 裕紀
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1046号

京都市伏見区淀蔭目町435番地12
債務者 橋本 ゆい（旧姓太田）

1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1060号

京都市南区東九条南松ノ木町1番地1 松ノ木町団地3棟726号
債務者 岩崎 隆
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1064号

京都市伏見区納所岸ノ下2番地37
債務者 藤井 玲子
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1112号

京都市伏見区深草一ノ坪町41番地 パールハイツイナリ 2038
債務者 田中 明子
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第923号

広島市西区新庄町19番10—305号 エステート新庄
債務者 宮本 信吾
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第683号

広島市中区大手町5丁目7番23—702号 バウハウス大手町
債務者 奥本 由美子
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第949号

広島県廿日市市阿品3丁目1番11—1105号
債務者 徳本 康平
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第439号

神奈川県平塚市田村7丁目20番1—108号
市営田村宮の前住宅
債務者 田村 アサ
1 決定年月日時 令和8年9月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第91号

島根県松江市東津田町560番地6
債務者 末石 紗良
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第149号

島根県安来市黒井田町567番地12 パール・メゾンゆあさ102
債務者 大橋 賢二
1 決定年月日時 令和8年9月14日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

令和8年（フ）第984号

福岡県春日市一の谷四丁目22番地
破産者 株式会社エース
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第504号

長野県松本市大手四丁目3番15号
破産者 深志商事合同会社
1 決定年月日 令和8年9月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2450号

福岡県糸島市多久484番地の1
破産者 株式会社ハネテック
1 決定年月日 令和8年9月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第655号

栃木県那須郡那須町大字湯本字ツツムジが平493番3
破産者 株式会社ジョイア・ミーア・ガーデン
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係